

歯科衛生士コーナー

認定歯科衛生士とは —日本歯周病学会認定歯科衛生士制度の動向—

日本歯周病学会歯科衛生士関連委員会委員
愛知学院大学短期大学部 歯科衛生学科
高 阪 利 美

はじめに

2005年4月に発足した特定非営利活動法人日本歯周病学会の認定歯科衛生士制度^{1, 2)}は「歯周治療および予防を通し、歯科衛生士の専門的知識と技術を確保するとともに、歯周病学の発展及び向上を図り、もって、国民の口腔保健の増進に貢献する(総則第1条)」ことを目的として発足し、5年間の経過を経て、2010年4月には6年目を迎えることとなります。認定歯科衛生士総数は2009年12月現在、728名となりました。今年、認定更新という時期を迎え、歯科衛生士が認定資格を取得し仕事をするものの意義や目的をもう一度、再確認したいと思います。

申請者数の推移

2010年春期で10回目の認定試験を迎えます。申請者数と合格者数の推移を表1、図1に、また、申請者数と合格者数の累計を図2に示しました。

申請者数は、第1回(2005年・秋)71名、第2回(2006年・春)93名、第3回(2006年・秋)105名、第4回(2007年・春)91名でした。その後、申請者数は回を重ねるごとに増えていきましたが、3年間の暫定期間が終わりに近づいた5・6回目では駆け込み的に急増し、第5回(2007年・秋)158名、第6回(2008年・春)242名となり、暫定期間だけの申請者総数は760名となっています。

申請者数がピークとなった暫定期間最後の第6回目

認定試験は、申請者数が多かったことから1日で終了せず、午前8時50分～午後5時まで、2日間にわたり試験を行いました。受験者の皆さんはケースプレゼンテーションの順番を待つ時間も長く、緊張が続き、大変お疲れのことだったと思います。

暫定期間後の申請者数は100人を超えることは無く、第7回目ではピーク時のおよそ25%にまで激減しました。しかし、第8回目以降、申請者数はゆっくりと増えており、このまま順当に増加していくことを期待しています。

暫定期間とは

新規に日本歯周病学会認定歯科衛生士を申請する場合、図3に示す条件を満たす必要があります。つまり、認定歯科衛生士施行細則によれば、新規申請条件として「合計30単位以上の実務経験単位+教育研修単位」と「2回以上の日本歯周病学会学術大会への出席」が義務づけられていますが、認定制度の施行初年度からこの条件をクリアすることは困難であることから、2005年～2008年3月31日までの3年間を暫定期間と定め、申請時に必要な「実務経験単位+教育研修単位の合計単位」を30単位以上から23単位以上に、また「日本歯周病学会学術大会への参加回数」を2回以上から1回以上に緩和しました。これには、この制度を活用して多くの歯科衛生士に認定資格を取得して頂きたい、という願いが込められています。

連絡先：高阪 利美

〒464-8560 名古屋市千種区楠元町1-100

愛知学院大学短期大学部 歯科衛生学科

E-mail: toshimi@dpc.agu.ac.jp

表1 日本歯周病学会認定歯科衛生士の申請者数・合格者数の推移

認定歯科衛生士 申請者／合格者／更新年

回数	年度	申請者数	合格者数		更新年
1回	2005年秋	71名	66名	暫定期間	2010年
2回	2006年春	93名	91名	〃	2011年
3回	2006年秋	105名	98名	〃	2011年
4回	2007年春	91名	87名	〃	2012年
5回	2007年秋	158名	121名	〃	2012年
6回	2008年春	242名	170名	暫定終了	2013年
7回	2008年秋	59名	53名		2013年
8回	2009年春	26名	21名		2014年
9回	2009年秋	33名	21名		2014年
10回	2010年春	42名		試験予定	2015年

谷口威夫委員長： 2005年秋～2006年秋

伊藤公一委員長： 2007年春～2008年秋

沼部幸博委員長： 2009年春～現在に至る

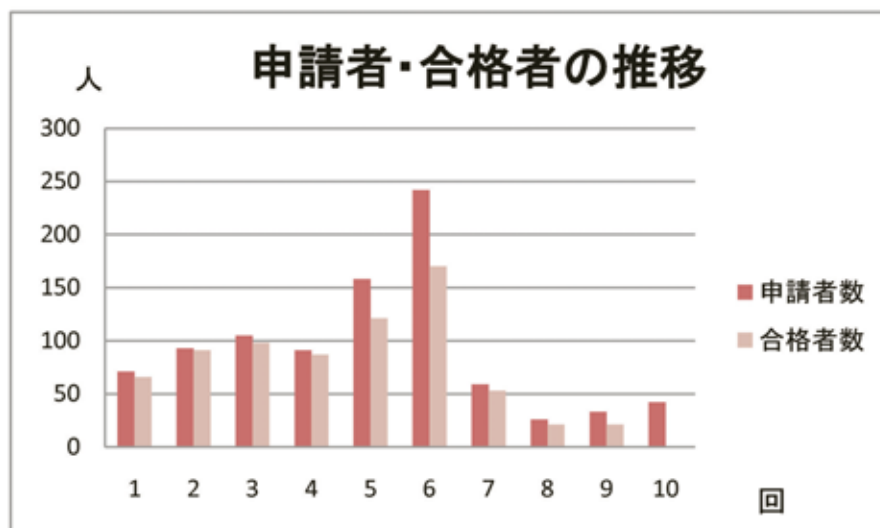


図1 日本歯周病学会認定歯科の申請者・合格者の推移

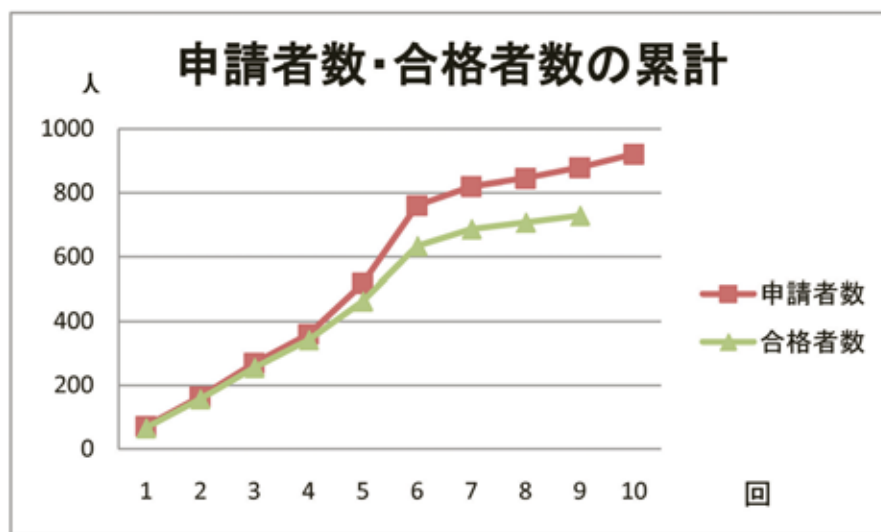


図2 日本歯周病学会認定歯科衛生士の申請者数・合格者数の累計

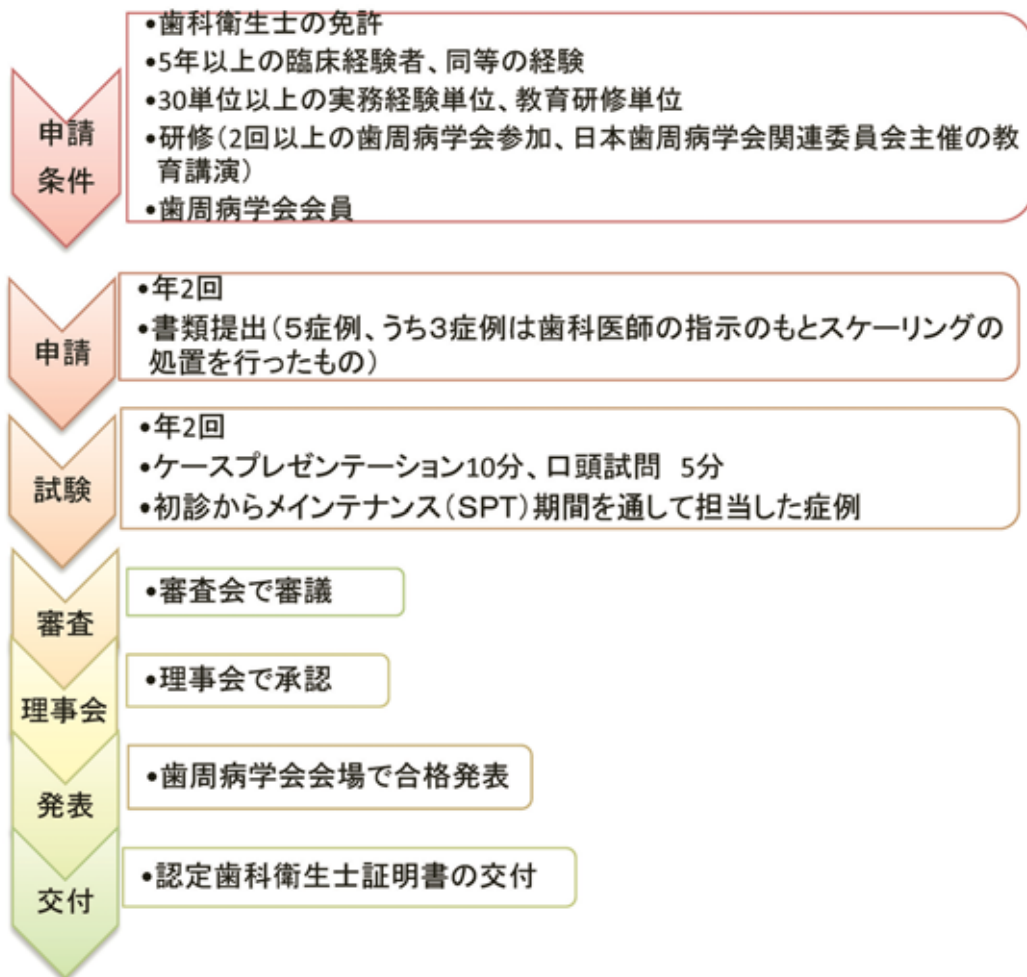


図3 日本歯周病学会認定歯科衛生士の新規申請の手順

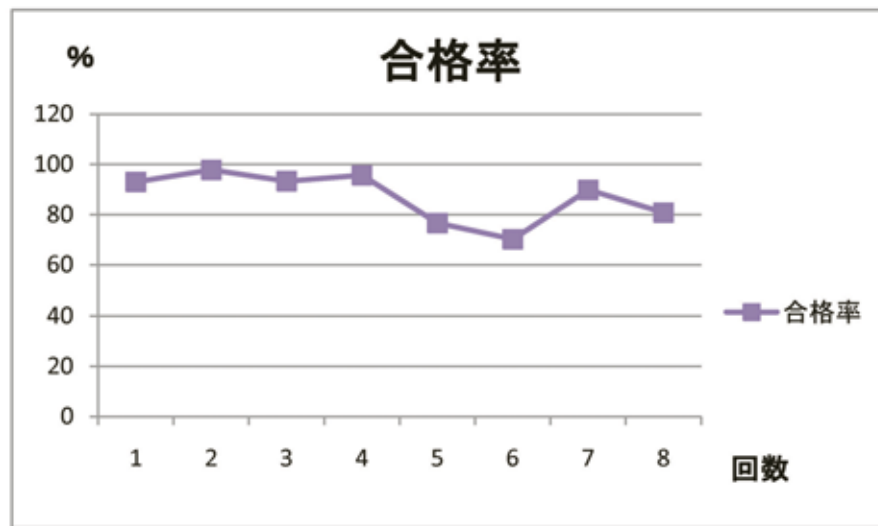


図4 日本歯周病学会認定歯科衛生士の申請者・合格者の推移

合格率の推移

歯科衛生士認定試験の合格者数および合格率の推移を図4に示しました。1～4回目までの合格率は90%を超えています。しかし、暫定期間中の5・6回目では多くの歯科衛生士が申請をされましたが、残念ながら合格率は著しく低下しました。

なぜ、合格率が著しく低下したのでしょうか。その理由として、おそらく慌てて症例を集めたためだと思いますが、①メンテナンスの期間が不十分、②炎症の改善が顕著でない、③報告書の不備(例えば、症例写真がない、チャートが不明瞭であるなど)、④実務経験単位不足などがあげられるかと思います。

しかし、不合格となった申請者の中には、再申請や再チャレンジによって認定を取得された方が多くおられます。このような、再提出のために、患者に協力を願い、炎症が改善した写真を撮るなど不足分を補い、不備を整えるなどの努力は確実に歯科衛生士自身のスキルアップに繋がっていると思います。

暫定期間終了後、申請者数は少なくなりましたが、合格率は上昇し、認定者は少しずつですが増えつつあります。また、日本歯科衛生士会との研修単位のコラボレーションを整えたことやホームページ上の申請用紙の改善もあって、申請者は増加し、第10回目となった今年の春には42名が認定試験を待っています。

認定者比率第1位は熊本県

認定者の人数を各都道府県別にまとめたものが表2です。各都道府県によって少々バラつきがあるようですが、歯科衛生士就業者数が多い東京都は最も認定者数が多く、119名が認定されています。一方、認定者のいない都道府県は4県あり、今後増えてゆくことを期待したいと思います。

就業歯科衛生士1000人当たりの認定者数を計算すると、最も多い県が熊本県の30人、次いで石川県の23人となり、就業歯科衛生士の人数とは一致していません。その理由については、今後の調査・検討課題としたいと思いますが、おそらく認定資格取得を希望する熱心な歯科衛生士やその後押しをしてくださる熱意ある歯科医師の方々がいたためではないかと推察されます。

平成20年度厚生労働省調査によれば、歯科衛生士の90.7%が歯科診療所に勤務しています^{3, 4)}。認定試験申請には5年間の臨床経験が必須条件となるため、認定試験に申請ができない25歳未満の歯科衛生士は18.8%を占めていますが、言い換えると、認定取得の可能性のある歯科衛生士は81.2%もいることになります。

日本歯周病学会認定歯科衛生士試験への申請者総数は、日本の就業歯科衛生士のうち申請の可能性のある歯科衛生士78,288人のうちのわずかに約1%であり、さらに認定取得衛生士は約1%にも満たない数となります(図5, 図6)。

表2 日本歯周病学会認定歯科衛生士の都道府県別 認定者数

都道府県	就業数	認定者数 (千人あたり)	都道府県	就業数	認定者数 (千人あたり)	都道府県	就業数	認定者数 (千人あたり)
北海道	4723	18(4)	富山	904	11(12)	岡山	2170	23(11)
青森	699	4(6)	石川	839	19(23)	広島	2727	19(7)
岩手	913	5(5)	福井	560	0(0)	山口	1241	7(6)
宮城	1324	14(11)	長野	2080	27(13)	徳島	1012	6(6)
秋田	827	2(2)	岐阜	2044	12(6)	香川	1099	7(6)
山形	951	1(1)	静岡	2517	10(4)	愛媛	1260	2(2)
福島	1178	9(8)	愛知	3054	29(10)	高知	860	3(4)
茨城	1698	9(8)	三重	1446	1(1)	福岡	4744	19(4)
栃木	1342	3(2)	滋賀	1044	8(8)	佐賀	986	5(5)
群馬	1639	2(1)	京都	1613	15(9)	長崎	1329	8(6)
埼玉	4023	33(8)	大阪	7027	38(5)	熊本	1915	57(30)
千葉	3567	38(11)	兵庫	3959	36(9)	大分	1289	2(2)
東京	10090	119(12)	奈良	1113	1(1)	宮崎	1281	3(2)
神奈川	6021	59(10)	和歌山	764	1(1)	鹿児島	1386	6(4)
山梨	758	0(0)	島根	716	0(0)	沖縄	779	2(3)
新潟	2225	25(11)	鳥取	706	0(0)	外国		1

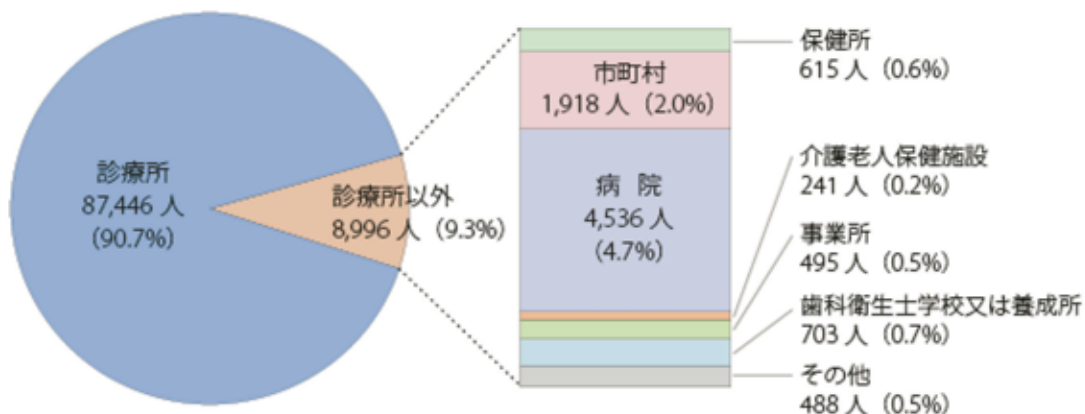


図5 就業場所別にみた就業歯科衛生士数 ※平成20年末現在（日本歯科衛生士学会より）

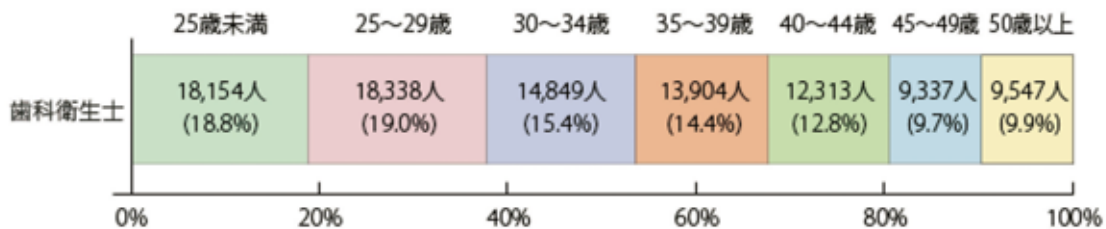


図6 年齢階級別にみた就業歯科衛生士数 平成20年末現在（日本歯科衛生士学会より）

本来ならば就業の多い県では、もう少し合格者があってもよいと思うのですが、なぜこのような結果になるのでしょうか。その理由として、①認定を取得する意義や価値観の違い、②資格取得をサポートする歯

科衛生士や歯科医師がいない、③パソコンでまとめる作業に精通していない、などの原因が考えられるかと思います。

多くの歯科衛生士は診療室で歯周病の患者を担当し

表3 各学会が認定している認定歯科衛生士

- ・特定非営利活動法人 日本歯周病学会：認定歯科衛生士
- ・特定非営利活動法人 日本臨床歯周病学会：認定歯科衛生士
- ・社団法人 日本歯科衛生士会：認定歯科衛生士（障害者歯科）
- ・一般社団法人 日本障害者歯科学会：認定歯科衛生士（障害者歯科）
- ・一般社団法人 日本小児歯科学会：小児歯科認定歯科衛生士
- ・社団法人 日本口腔インプラント学会：インプラント専門歯科衛生士
- ・日本口腔感染症学会：院内感染予防対策認定歯科衛生士
- ・日本歯科審美学会：認定士
- ・日本歯科審美学会：ホワイトニングコーディネーター
- ・特定非営利活動法人 日本成人矯正歯科学会：認定矯正歯科衛生士
- ・日本歯科人間ドック学会：認定歯科衛生士（コーディネーター）

表4 日本歯科衛生士会が認定している認定歯科衛生士

認定分野A	生活習慣病予防（特定保健指導）
	在宅療養指導（口腔機能管理）
	摂食・嚥下リハビリテーション
認定分野B	一般社団法人 日本障害者歯科学会

ており、「認定歯科衛生士を取得したい」という向上心は持っているものの、価値観の違いや現在の業務内容が違うなど、取得までに至らない場合もあるのではないのでしょうか。また、取得したくても日頃の業務に追われ、まとめることができなかったり、認定を取得するまでの過程において、パソコンで症例をまとめたり、ケースプレゼンテーションのスライド作成が不得意であるため、申請を諦めたりしている歯科衛生士もいるのではないかと推察します。

ケースプレゼンテーションの試験終了後に「パソコンの使い方など、いろいろ勉強させてもらった」、「まとめるのに、本当に大変でした」という感想をよく耳にするのもその現れと思われます。そんな方には、ぜひとも認定を取得するための教科書として出版された「歯科衛生士のための歯周治療ガイドブック・認定資格取得をめざして」（特定非営利活動法人日本歯周病学会編・医歯薬出版⁵⁾）を参考にされて認定試験にチャレンジして頂きたいと願っています。

いずれにしても、歯科衛生士の日頃行う業務内容（歯周治療が多い）から考えると、自らの研鑽やキャリアアップのためにも症例を集め、まとめ、発表すること

が重要です。また、それは自分の業務内容を整理することになり、業務の評価・見直しに繋がり、さらに歯科医療の貢献にも繋がって行きます。そして、これらが次へのステップとなり、認定資格に繋がってゆくのではないのでしょうか。

認定歯科衛生士を目指そう

歯科衛生士教育が今年度（2010年）から2年制教育から3年制教育に変わり、教育内容も大きく変化していく中で、さらに歯科衛生士が専門的能力を発揮し、期待される役割を発揮するためにはどうすればいいのでしょうか。

歯科衛生士のような専門職にとって、社会的責任とキャリアの面から学校での教育が終了してからも一生涯学び続けるという「生涯教育」や「継続教育」の考え方が重要です。そして、常に自己研鑽に励み、自己の能力の開発や・維持・向上に努めていくことが大切です。また、今後の歯科衛生士の地位向上のためにも、社会から認知される高いレベルの「生涯教育」や「継続教育」が必要と思われます。

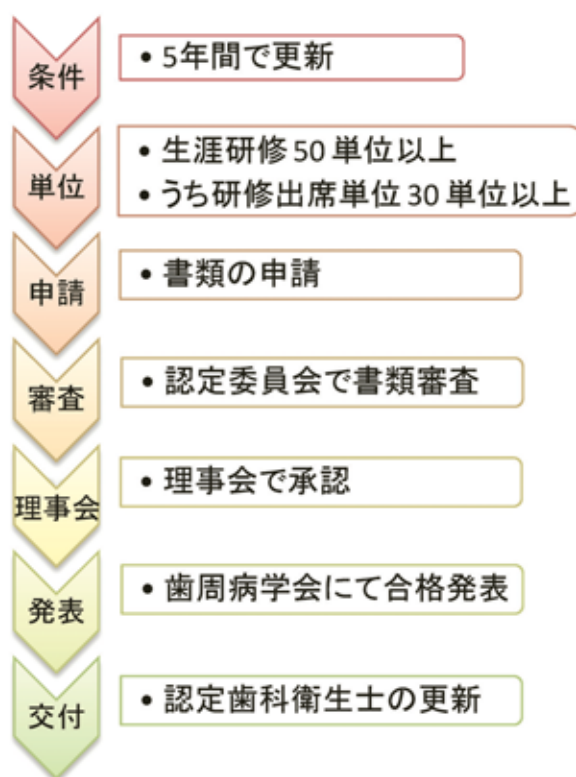


図7 日本歯周病学会認定歯科衛生士更新申請の手順

現在，認定歯科衛生士と名前がつくものには，①各学会が行っている学会認定歯科衛生士^{6～12)}(表3)，②日本歯科衛生士会が行っている認定歯科衛生士(表4)，③全国歯科衛生士教育協議会が認めている専任教員認定歯科衛生士があり，それぞれ，各団体が認定制度の施行規則を作り，運営されています。認定基準も様々で，ある一定の単位を研修・受講するもの，書類審査のみのもの，書類審査の後にケースプレゼンテーションを行うもの(日本歯周病学会はこの方式)などがあり，認定審査方法も様々です。

日本歯周病学会に新規申請を希望される歯科衛生士は，図3に示すようなステップを踏んで資格取得を目指してほしいと思います。

また，今年から認定更新期を迎え，これまでに認定資格を取得された歯科衛生士の方々の更新が徐々に進められています。認定更新対象者には，あらかじめご案内文が届きますが，1年間の猶予しかありません。案内文が届き次第，直ちに更新の手続きの準備をしていただくことをお勧めします。図7に更新申請の場合の手順を示しました。更新の条件をクリアし，申請後，審査・理事会承認までに時間がかかることを認識いただき，更新の手続きをして下さい。

まとめ

歯科衛生士は，歯周病の予防や治療において，大変重要な役割を担っています。歯科診療補助という役割だけでなく，歯科医師と協働しながら予防や治療に専念し，能率よく歯周病の患者に対応するスキルが必要とされています。そのためには，歯周治療に関する知識，歯科衛生士が行う歯周検査，歯周基本治療，メインテナンス(SPT)など，歯科衛生士に求められる的確な判断や患者の状態の把握などの能力を高めてゆく必要があります。さらに，医療の高度化・複雑化への対応や保健医療福祉への連携など，診療現場における「専門性の高い技術」や「専門的な知識」が求められる時代になると思われ，社会のニーズに応じた高いレベルの認定資格が必要であると思われます。

認定歯科衛生士は，その専門的な分野におけるスペシャリストとして，専門性をより一層スキルアップすることが求められています。そのためには，この日本歯周病学会のような認定制度を活用し，自らの臨床能力を高め，より社会に貢献することができるよう努力することが重要だと考えます。

参考文献

- 1) 特定非営利活動法人 日本歯周病学会 認定歯科衛生士制度規則：日歯周誌, 51(1), : 119-125
- 2) 特定非営利活動法人 日本歯周病学会 認定歯科衛生士:<http://wwwsoc.nii.ac.jp>
- 3) 厚生労働省：平成 20 年保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)結果(就業医療関係者)の概況
<http://www.mhlw.go.jp>
- 4) 社団法人 日本歯科衛生士会 認定歯科衛生士：
<http://www.jdha.or.jp>
- 5) 特定非営利活動法人 日本歯周病学会編：歯科衛生士のための歯周治療ガイドブックキャリアアップ・認定資格取得をめざして，医歯薬出版，東京，2009
- 6) 特定非営利活動法人 日本臨床歯周病学会
http://www.jacp.net/jacp_web/nintei/eisei.html
- 7) 一般社団法人 日本障害者歯科学会
<http://www.kokuhoken.or.jp>
- 8) 一般社団法人 日本小児歯科学会
<http://www.jsdp.or.jp>
- 9) 社団法人 日本口腔インプラント学会
<http://www.shika-implant.org>
- 10) 日本口腔感染症学会
<http://www.jaoid.org>
- 11) 日本歯科審美学会
<http://www.jdshinbi.net>
- 12) 特定非営利活動法人 日本成人矯正歯科学会
<http://www.jaao.jp>